（取引記録の内容）
第九条　規程第五条第二項の規則で定める内容は、次に掲げるものとする。
一　依頼者の本人特定事項の確認記録を検索するための事項
二　資産管理行為等又は取引等の日付
三　資産管理行為等又は取引等の種類
四　資産管理行為等又は取引等に係る財産の価額
五　財産移転を伴う資産管理行為等又は取引等にあっては、当該財産移転に係る移転元又は移転先（弁護士等が行うのが当該財産移転に係る取引行為又は手続の一部分である場合は、それを行った際に知り得た限度において最初の移転元又は最後の移転先をいう。以下同じ。）の名義その他の当該財産移転に係る移転元又は移転先を特定するに足りる事項

附　則

この規則は、平成二十五年三月一日から施行する。

特別会員規則（規則第二十六号）中一部改正公告

特別会員規則（規則第二十六号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十四年十二月二十一日

日本弁護士連合会

特別会員規則（規則第二十六号）中一部改正

特別会員規則（規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「前項第二号の登載料」を「前項第二号に規定する登載料」に改め、同条に次の三項を加える。

3　本会は、行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項及び第二項若しくは第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更があった場合において、これに伴い、第六条第一項第一号の本籍及び同項第三号に掲げる事項について登載事項の変更の届出がなされたときは、第一項第二号に規定する登載料の納付を免除することができる。

4　本会は、建物の名称が変更される場合その他事務所又は住居の物理的又は場所的な変更を伴わず、かつ、当該特別会員の意思に基づかず、事務所又は住居の所在地の表示に変更があった場合において、これに伴い第六条第一項第三号に掲げる事項について登載事項の変更の届出がなされたときは、第一項第二号に規定する登載料の納付を免除することができる。

5　本会は、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（平成六年法務省令第五十一号）附則第二条第一項による改製により、当該特別会員の意思に基づかず、戸籍の氏名に変更があった場合において、これに伴い第六条第一項第一号の氏名について登載事項の変更の届出がなされたときは、第一項第二号に規定する登載料の納付を免除することができる。

附　則

第十一条第二項の改正規定及び同条に三項を加える改正規定は、平成二十五年一月一日から施行する。

司法改革調査室規則（規則第七十三号）中一部改正公告

司法改革調査室規則（規則第七十三号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十四年十二月二十一日

日本弁護士連合会

司法改革調査室規則（規則第七十三号）中一部改正

司法改革調査室規則（規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項を次のように改める。

4　嘱託の任期は、二年を超えない範囲で委嘱の際に事務総長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

第三条に次の一項を加える。

5　幹事の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

附　則

1　第三条第四項及び第五項（新設）の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

2　第三条第四項の改正規定の施行の際現に委嘱されている嘱託の当該委嘱に係る任期は、なお従前の例による。

法曹養成対策室規則（規則第八十三号）中一部改正公告

法曹養成対策室規則（規則第八十三号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十四年十二月二十一日

日本弁護士連合会

法曹養成対策室規則（規則第八十三号）中一部改正

法曹養成対策室規則（規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「二年」を「、二年を超えない範囲で委嘱の際に事務総長が定める期間」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

附　則

1　第三条第四項の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

2　第三条第四項の改正規定の施行の際現に委嘱されている嘱託の当該委嘱に係る任期は、なお従前の例による。

人権救済調査室規則（規則第八十四号）中一部改正公告

人権救済調査室規則（規則第八十四号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十四年十二月二十一日

日本弁護士連合会

人権救済調査室規則（規則第八十四号）中一部改正

人権救済調査室規則（規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「二年」を「二年を超えない範囲で委嘱の際に事務総長が定める期間」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

附　則

1　第三条第四項の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

2　第三条第四項の改正規定の施行の際現に委嘱されている嘱託の当該委嘱に係る任期は、なお従前の例による。

情報統計室規則（規則第八十八号）中一部改正公告

情報統計室規則（規則第八十八号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十四年十二月二十一日

日本弁護士連合会

情報統計室規則（規則第八十八号）中一部改正

情報統計室規則（規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項を次のように改める。

4　嘱託の任期は、二年を超えない範囲で委嘱の際に事務総長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

第三条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　幹事の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

附　則

1　第三条第四項から第六項までの改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

2　第三条第四項の改正規定の施行の際現に委嘱されている嘱託の当該委嘱に係る任期は、なお従前の例による。

日本司法支援センター対応室規則（規則第百八号）中一部改正公告

日本司法支援センター対応室規則（規則第百八号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十四年十二月二十一日

日本弁護士連合会

日本司法支援センター対応室規則（規則第百八号）中一部改正

日本司法支援センター対応室規則（規則第百八号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「一年」を「、二年を超えない範囲で委嘱の際に事務総長が定める期間」に改める。

附　則

1　第三条第四項の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

2　第三条第四項の改正規定の施行の際現に委嘱されている嘱託の当該委嘱に係る任期は、なお従前の例による。